岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県自然環境保全条例施行規則(昭和49年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

石于宋日然來現休主來的爬口就則《四個49年石于宋就則第12万	
改正前	改正後
(保全事業の一部を執行できる公共団体)	(保全事業の一部を執行できる公共団体)
第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は	第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は
、次に掲げるものとする。	、次に掲げるものとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 独立行政法人勤労者退職金機構	(3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構
(4) <u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>	(4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
(5)~(15) [略]	(5)~(15) [略]
(特別地区内における許可等を要しない行為等)	(特別地区内における許可等を要しない行為等)
第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に	第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に
掲げるものとする。	掲げるものとする。
(1)~(6) [略]	(1)~(6) [略]
(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することで	(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することで
あって次に掲げるもの	あって次に掲げるもの
ア〜ク [略]	ア〜ク [略]
ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に	ケ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定	(平成15年法律第130号) 第2条第3項に規定する環境教
する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷す	育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
ること。	
コ〜シ [略]	コ〜シ [略]
(8)~(13) [略]	(8)~(13) [略]

附則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

備考 改正部分は、下線の部分である。